

# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和6年10月号 vol.120



10月初め、ふるさと信州に帰省してきます。  
今回は特にどこに行くという予定もなく、長かった今年の夏で疲れ果てた身体を休め、11月からの繁忙期に向けての英気を養ってきたいと思います。  
庭先の四阿での鹿肉バーベキューも楽しみ。  
村の中を走ったら懐かしい同級生の顔も見れるかなあ。  
空気が澄み、星も綺麗に見える季節。  
楽しんでます♪



## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

同業他社の方との会合で、飲食店などで懇親会を行うケース。この場合の、各参加社が受領するインボイスってどうなるの??  
よくあるケースだと思います。ご説明いたします。

### ”同業他社との懇親会 インボイスの取扱いは?”

同業他社との懇親会では、幹事社が参加社から徴収した懇親会費をまとめて飲食店に支払い、幹事社のみが飲食店からインボイスを受領するケースがあります。この場合、各参加社は、インボイスを受領できないことになります。  
各参加社が、インボイス交付を受ける方法として、以下のような対応が考えられます。

- ①飲食店から、参加社ごとに各負担額を記載したインボイスを発行してもらう。ただ、この方法は、飲食店から嫌がれることも。
  - ②幹事社が、参加社の負担額を記載した立替金精算書を、各参加社に交付する。この場合、幹事社が、飲食店から交付を受けたインボイスのコピーを添付することが原則です。  
懇親会の後に、メールなどで立替金精算書のデータを参加社に送付する方法もあります。
  - ③各参加社の負担額が分かる一覧表を作成し、参加社に交付する。この場合も②と同様に、幹事社が交付を受けたインボイスのコピーを添付することが原則です。
  - ④幹事社が、飲食店に代わって、幹事社自身の名称や登録番号を記載したインボイスを各参加者に交付する。
- ③の方法が一番、簡単そうではあります。

### 「今月の本の紹介」

「バタン島漂流記」  
(西條 奈加 著・光文社)

江戸時代の史実に残る海難事故を元に、圧倒的迫力で描かれた海洋歴史冒険小説。

江戸から尾張に、廻船業をしながらの航海の折、船が難破してしまいます。生還は絶望的な状況の中、バタン島という見知らぬ島に漂流します。

そこでは、地元住民の下で、下男に近い生活を強いられながらも、自分たちで新たな船を仕立て上げ、約2年ぶりに日本への帰還を果たすという感動的な物語です。

### 「気まぐれ簡単レシピ」

<じゃがいもの塩昆布バター>

- ・新じゃがいも 2個
- ・塩昆布 大2
- ・バター 20g

- ①じゃがいもを一口大に切る。
- ②じゃがいもを鍋に入れ、かぶるくらいの水を注ぎ、塩小さじ1を加えて中火にかける。沸騰したら10分ほど茹で、竹串がすっと通ったら水けを切り、鍋に戻す。弱めの中火で、1分ほど混ぜながら水分を飛ばす。
- ③ボウルにじゃがいもを入れ、熱いうちに塩昆布、バター10gで和える。器に盛り、残りのバターをのせる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所